

岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨（以下「災害」という。）による被災を受けた住宅の速やかな復興と、住宅に被害を受けた者の生活の安定に寄与することを図るため住宅の建設、購入及び補修に必要な資金の借入れを行い、利子を支払った者に対して予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。）に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、別表1に定める者であって、居住の用に供するため、災害の復興を目的に普通銀行、信用金庫、農林中央金庫等の預貯金取扱金融機関及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「金融機関」という。）による住宅融資（以下「融資」という。）を受け、岡山市内で住宅の建設、購入又は補修する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の融資は、令和3年7月31日までに金融機関に申込み（以下「融資申込み」という。）したものであって、原則として令和4年12月31日までに利子の支払いが開始するものに限る。

(利子補給金の額)

第3条 各交付対象者への利子補給金の交付開始年度の利子補給金の額にあつては、融資の最初の利子の支払いの日から利子補給金の交付開始年度の12月31日までの間に金融機関に支払った利子額（償還の延滞に係る利子等は除く。金融機関の融資額又は利率が別表2に定める融資対象限度額又は利子補給率を超える場合は、別表2に定める融資対象限度額又は利子補給率を融資額又は利率として算定し、1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てた額。以下同じ。）とする。

2 各交付対象者への利子補給金の交付開始年度以降の毎年度の利子補給金の額は、前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に金融機関に支払った利子額とする。

3 利子補給金の交付対象期間は、融資の最初の利子の支払いの日から起算して10年間又は10年以内の融資の最終の利子の支払いの日までとする。

(利子補給金の認定申請等)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、令和3年7月31日までに岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金交付対象認定申請書（様式第1号）を次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 金融機関の融資決定通知書の写し（金融機関の融資決定前にあつては融資申込書の写し）

(2) 災害証明書の写し

(3) 誓約書

(4) 金融機関から一般的な住宅融資等を受けるときは、住宅再建の融資に関する申立書

(5) り災証明書の判定が半壊に至らない者が住宅の建設又は購入を行うときは、被災した住宅に関する申告書及び状況がわかる写真、図面等の書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請において金融機関の融資申込書の写しを添付した者は、金融機関が融資を決定した後速やかに金融機関の融資決定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに交付対象者として認定し、岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金交付対象認定通知書(様式第2号)により、交付対象者に通知するものとする。

4 市長は、前項の内容の審査の結果により利子補給金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

(認定申請の変更)

第5条 前条第1項の規定による申請の内容を変更しようとする者は、速やかに岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金申請内容変更申請書(様式第3号)を変更内容を証する書類の写しを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更する内容により市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(利子補給金の交付申請等)

第6条 交付対象者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、交付申請を行う初年度にあっては令和5年1月31日までに、次年度以降にあっては原則毎年1月31日までに岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金交付申請書(様式第4号)を次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 利子払込証明書

(2) 借用証書又は金銭消費貸借契約書の写し

(3) 償還予定表の写し

(4) 債権者登録申請書

(5) 融資資金使途証明書

(6) 金融機関から一般の住宅融資等を受けたときは、借入れをその支払いに充当したと確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号から第4号に掲げる書類の添付については利子補給金の交付の初回申請時及び当該書類の記載事項に変更があった直後の申請時、前項第5号及び第6号に掲げる書類の添付については利子補給金の交付の初回申請時に限る。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、内容を審査し、適正であると認めたときは、当該年度の利子補給金の交付決定及び額の確定をし、岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金交付決定及び額の確定通知書(様式第5号)により交付対象者に通知するものとする。

4 市長は、前項の内容の審査の結果により利子補給金を交付することが不適当と認めた

ときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとするとともに、必要に応じて第11条の規定による措置を行うこととする。

(利子補給金の請求等)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金請求書(様式第6号)に交付決定及び額の確定通知書の写しを添付して、利子補給金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、速やかに当該利子補給金を交付するものとする。

(利子補給の廃止等)

第8条 第4条第1項又は第6条第1項の規定による申請の取り下げ、又は利子補給の廃止をしようとする者は、速やかに岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金廃止等申請書(様式第7号)をその内容を証する書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象者の報告義務)

第9条 交付対象者は、利子補給金の交付期間中において次の各号に該当するときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- (1) 交付対象者の氏名、住所又は連絡先の変更があったとき
- (2) 融資対象となっている住宅を自らの居住の用に供さなくなったとき
- (3) 融資の借り入れ後に融資内容になんらかの変更が生じたとき
- (4) 次条の規定により市長から報告を求められたとき

2 交付対象者が利子補給金の交付期間中に死亡したときは、その相続人又は親族は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第10条 市長は、利子補給金の交付に関し、必要があると認めるときは、交付対象者に対し報告を求め、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(認定の取り消し等)

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第3項の規定による認定を取り消すとともに、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 利子補給金の交付の対象となった融資をその融資又はこの要綱の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 利子補給金の交付に関し不正な行為又は事実があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	住宅の建設、購入の場合	住宅の補修の場合
交付対象者	<p>災害の際、現に自ら居住していた住宅に被害が生じ、り災証明書で全壊、大規模半壊、又は半壊と判定された者</p> <p>※ただし、り災証明書で半壊に至らないと判定された者のうち、地盤・擁壁・法面の崩落等により、通常の補修では引き続き居住することが困難と認められる場合も対象とする。</p>	<p>災害の際、現に自ら居住していた住宅に被害が生じ、り災証明書の交付を受けた者</p>

別表2（第3条関係）

融資対象限度額	利子補給率												
<p>(1) 建設の場合</p> <p>【令和元年9月30日までの融資申込みの場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,500千円</td> <td>9,700千円</td> <td>4,400千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和元年10月1日以降の融資申込みの場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,800千円</td> <td>9,700千円</td> <td>4,500千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居（申込本人と親族関係にある者が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。金融機関の融資に被災親族同居の規定があり、金融機関の審査により認められた場合に限る。以下同じ。）の加算がある場合は、建設資金の限度額に6,300千円（令和元年10月1日以降の融資申込みの場合は6,400千円）を加算する。</p> <p>※土地取得のみを目的とした融資は対象とならない。</p>	建設資金	土地取得資金	整地資金	16,500千円	9,700千円	4,400千円	建設資金	土地取得資金	整地資金	16,800千円	9,700千円	4,500千円	<p>年0.63パーセント以内で当該融資の年利（複数の年利の融資を受けている場合は、年利の低い順に充当したときのそれぞれの年利）を限度とする。</p>
建設資金	土地取得資金	整地資金											
16,500千円	9,700千円	4,400千円											
建設資金	土地取得資金	整地資金											
16,800千円	9,700千円	4,500千円											

(2) 購入の場合

【令和元年9月30日までの融資申込みの場合】

新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古 マンションを含む。)
26,200千円

【令和元年10月1日以降の融資申込みの場合】

新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古 マンションを含む。)
26,500千円

※被災親族同居の加算がある場合は、限度額に6,300千円
(令和元年10月1日以降の融資申込みの場合は6,400千
円)を加算する。

(3) 補修の場合

【令和元年9月30日までの融資申込みの場合】

補修資金	整地資金	引方移転資金
7,300千円	4,400千円	4,400千円

【令和元年10月1日以降の融資申込みの場合】

補修資金	整地資金	引方移転資金
7,400千円	4,500千円	4,500千円

※整地資金及び引方移転資金の融資を受ける場合は、限度額は
合計で4,400千円(令和元年10月1日以降の融資申込み
の場合は4,500千円)とする。

(4) 建設(リバースモーゲージ)の場合

【令和元年9月30日までの融資申込みの場合】

建設資金	土地取得資金	整地資金
21,600千円	9,700千円	4,400千円

【令和元年10月1日以降の融資申込みの場合】

建設資金	土地取得資金	整地資金
22,000千円	9,700千円	4,500千円

※被災親族同居の加算がある場合は、建設資金の限度額に6,
300千円(令和元年10月1日以降の融資申込みの場合は
6,400千円)を加算する。

※土地取得のみを目的とした融資は対象とならない。

年2.12パーセント
以内で当該融資の
年利(複数の年利
の融資を受けてい
る場合は、年利の
低い順に充当した
ときのそれぞれの
年利)を限度とす
る。

(5) 購入（リバースモーゲージ）の場合

【令和元年9月30日までの融資申込みの場合】

新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古 マンションを含む。)
31,300千円

【令和元年10月1日以降の融資申込みの場合】

新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古 マンションを含む。)
31,700千円

※被災親族同居の加算がある場合は、限度額に6,300千円
(令和元年10月1日以降の融資申込みの場合は6,400千
円)を加算する。

(6) 補修（リバースモーゲージ）の場合

【令和元年9月30日までの融資申込みの場合】

補修資金	整地資金	引方移転資金
7,300千円	4,400千円	4,400千円

【令和元年10月1日以降の融資申込みの場合】

補修資金	整地資金	引方移転資金
7,400千円	4,500千円	4,500千円

※整地資金及び引方移転資金の融資を受ける場合は、限度額は
合計で4,400千円(令和元年10月1日以降の融資申込み
の場合は4,500千円)とする。